

組合・中小企業を
応援します!

月刊中央会

2024 November

11

第802号

月刊中央会
オー

動くつなぐ 結ぶ
組合・中小企業を
サポート



長源寺の紅葉

月刊中央会
11
（オー）

兵庫県中小企業団体中央会時報第802号(2024年11月5日号)毎月1回5日発行
発行所/兵庫県中小企業団体中央会 〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目16番3号兵庫県民会館3階
本情報誌は組合等情報提供事業として発行しております。購読料/部33円(会員の購読料は会費に含まれています) TEL(078)331-2045

中央会からのお知らせ

第76回中小企業団体全国大会(福井県)参加報告

第76回中小企業団体全国大会福井大会が10月24日にフェニックス・プラザにおいて開催され、兵庫県からは35名が参加しました。

同大会は、中小企業者で組織する全国約3万組合の総意を内外に広く表明するとともに、政府等に中小企業の実情と振興施策を訴え、中小企業の持続的な成長と豊かな地域社会の実現を図ることを目的に開催されています。今年は【つなげる ひろげる 連携の架け橋 ～幸せ紡ぎ 新しい未来(あした)へ～】をテーマに掲げ、次の14項目からなる決議が採択されました。



I 中小企業・小規模事業者等の環境変化対応、成長促進支援等の拡充

1. 急激な事業環境変化への対応、経営課題解決に向けた支援の拡充強化
2. 成長促進、持続的発展に向けた支援の拡充強化
3. 中小企業団体中央会の支援体制・予算の抜本的拡充、中小企業組合制度の活用拡充・運用改善
4. 強靱かつ活力ある地域経済社会の実現、持続可能な地域振興

II 中小企業・小規模事業者の実態を踏まえた労働・雇用・社会保険料対策の推進

1. 中小企業・小規模事業者の人材育成・確保・定着対策
2. 中小企業・小規模事業者に配慮した働き方改革と社会保険制度の構築
3. 外国人技能実習制度から育成就労制度への円滑な移行の推進

III 中小企業・小規模事業者の積極的な事業活動を支える環境整備

1. 中小企業金融施策の拡充
2. 中小企業・組合税制の拡充
3. 中小製造業等の持続的発展の推進
4. エネルギー・環境対応への支援の拡充
5. 卸売・小売業・まちづくりの推進に対する支援の拡充
6. サービス業支援の強化・拡充
7. 官公需対策の強力な推進

本大会で採択された決議については、支援策の早期実現に向けて全国中央会が国に提案・要望を行います。また、大会内では表彰式も開催され、兵庫県電設資材卸業協同組合と当会職員2名が全国中小企業団体中央会会長表彰を受けました。

受賞おめでとうございます

全国中小企業団体中央会会長表彰(順不同・敬称略)

優良組合	兵庫県電設資材卸業協同組合
中央会優秀事務局専従者	森田 浩恵 (兵庫県中小企業団体中央会 連携推進課 主事)
	岡田 直之 (兵庫県中小企業団体中央会 情報企画課 主事)

中小企業のための 地震・津波の補償「地震特約」

ひょうご共済の火災共済に特約としてご加入いただける制度です。

ひょうご共済 地震特約

“ひょうご”の中小企業を補償でサポート!



特集》 育成就労制度の概要とQ&A

■中央会事業

- ◇「アサーティブ・コミュニケーション習得セミナー」を開催しました
- ◇一兵庫県信用組合×兵庫県信用保証協会×兵庫県中小企業団体中央会 3者連携一 事例から学ぶアイデンティティ型 デザイン経営セミナーを開催しました

■コラム

- ◇中小企業のための経営レポート 「経営改善の鍵は顧客選別! 足枷顧客と宝物顧客」 株式会社ティナ・コンサルティング 代表取締役 下城園代

■中央会からのお知らせ

- ◇中小企業の皆様に役立つ価格交渉講習会を開催しました

■情報レポート

県内中小企業は、非製造業を中心に改善するも、先行きが見えてこないとの声が多く聞かれる。

■中央会からのお知らせ

- ◇特定退職金共済制度のご案内
- ◇エコスタイルの通年実施について
- ◇11月は下請取引適正化推進月間です
- ◇第76回中小企業団体全国大会(福井県)参加報告

育成就労制度の概要

令和6年6月21日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。

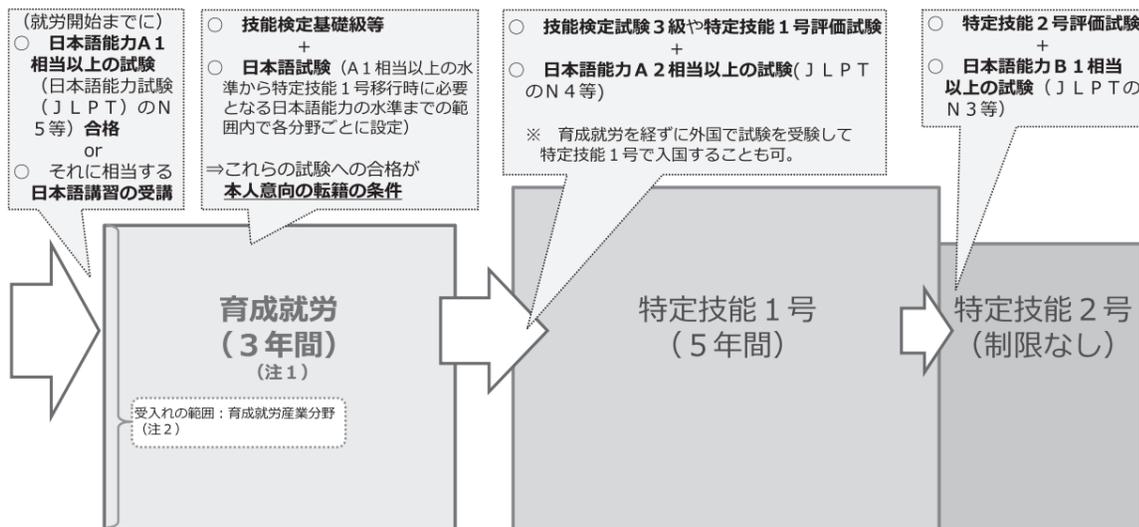
それにより、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を抜本的に見直し、我が国の人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設されます(育成就労制度は令和6年6月21日から起算して3年以内の政令で定める日に施行されます。)

今回の法改正は、何のために行われたのですか？

近年、我が国の人手不足が深刻化している一方で、国際的な人材獲得競争も激化しています。また、これまでの技能実習制度では、制度目的と実態の乖離や外国人の権利保護などの課題が指摘されていました。人手不足への対応の一つとして外国人の受入れも欠かせない状況にある中、外国人にとって魅力ある制度を構築することで、我が国が外国人から「選ばれる国」となり、我が国の産業を支える人材を適切に確保することが重要です。

そこで、今回の法改正は、技能実習制度を発展的に解消して人材育成と人材確保を目的とする育成就労制度を創設し、これまで技能実習制度において指摘されてきた課題を解消するとともに、育成就労制度と特定技能制度に連続性を持たせることで、外国人が我が国で就労しながらキャリアアップできる分かりやすい制度を構築し、長期にわたり我が国の産業を支える人材を確保することを目指すものです。

育成就労制度及び特定技能制度のイメージ



(注1) 特定技能1号の試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。

(注2) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。

技能実習制度と特定技能制度への影響 Q&A

Q 育成就労制度は、技能実習制度と何が違いますか？

A 技能実習制度が我が国での技能等の修得等を通じた人材育成により国際貢献を行うことを目的とする制度であるのに対し、育成就労制度は、我が国の人手不足分野における人材育成と人材確保を目的とする制度であり、制度の目的が異なります。

そして、このような制度目的の違いを踏まえ、育成就労制度では、外国人を労働者としてより適切に権

利保護するという観点から、技能実習制度では認められなかった外国人本人の意向による転籍を一定の条件の下で認めることに加え、受入れ対象分野を特定産業分野(生産性向上や国内人材確保を行ってもなお外国人の受入れが必要な分野)のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なものに限り、原則3年間の就労を通じた人材育成によって特定技能1号の技能水準の人材を育成することを目指すものとして

Q 育成就労制度は、特定技能制度と何が違いますか？

A 育成就労制度と特定技能制度は、深刻な人手不足に対応するための制度である点では共通していますが、特定技能制度で受け入れられる外国人が、一定の専門性や技能を有し「即戦力となる人材」を想定しているのに対し、育成就労制度で受け入れられる外国人は、入国時点ではそのような専門性や技能は求められないという点で異なります。

また、育成就労制度は原則3年、特定技能1号は5年を上限とする在留が可能であり、特定技能2号については在留可能な期間の上限はありません。

加えて、育成就労制度では、育成就労計画の認定制度や監理支援機関の許可制度など適正な育成就労の実施に係る仕組みや、外国人が送出機関に支払う手数料が不当に高額とならないようにするための仕組みの導入など育成就労外国人の保護に係る仕組みが設けられています。一方で、特定技能制度には、特定技能所属機関に支援義務が課されています。

Q 技能実習制度の監理団体は、育成就労制度でもそのまま監理支援機関になることができますか？

A 監理団体が監理支援機関として育成就労制度に関わる業務を行うためには、新たに監理支援機関の許可を受ける必要があります。

Q 育成就労外国人は、どのような要件を満たせば転籍ができますか？

A 育成就労制度においては、パワハラや暴力などの人権侵害を受けた場合等「やむを得ない事情」がある場合の転籍を認めるほか、一定の要件の下、本人の意向による転籍も認めることとしています。

- 当該一定の要件としては、
- (1) 転籍先の育成就労実施者の下で従事する業務が転籍元の育成就労実施者の下で従事していた業務と同一の業務区分であること
 - (2) 転籍元の育成就労実施者の下で業務に従事していた期間が、育成就労産業分野ごとに1年以上2年以下の範囲内で定められる所定の期間を超えていること
 - (3) 育成就労外国人の技能及び日本語能力が一定水準以上であること
 - (4) 転籍先の育成就労実施者が適切と認められる一定の要件に適合していること
- などがあり、その詳細については、今後主務省令等において具体化していく予定です。

Q 元技能実習生が再度来日して育成就労制度で働くことはできますか？

A 過去に技能実習を行った期間は育成就労を行った期間とみなされ、2年以上の技能実習を行った外国人が再度来日して育成就労制度で働くことは基本的にできません。ただし、技能実習を行った職種・作業に対応する育成就労の受入れ対象分野がない場合など、一定の場合には育成就労で働くことを認めることを予定していますが、その詳細については、今後主務省令で定めることとなります。

Q 育成就労制度がスタートした時に既に来日している技能実習生はどうなりますか？

A 改正法の施行日に既に来日している技能実習生については、引き続き認定計画に基づいて技能実習を続けることができます。

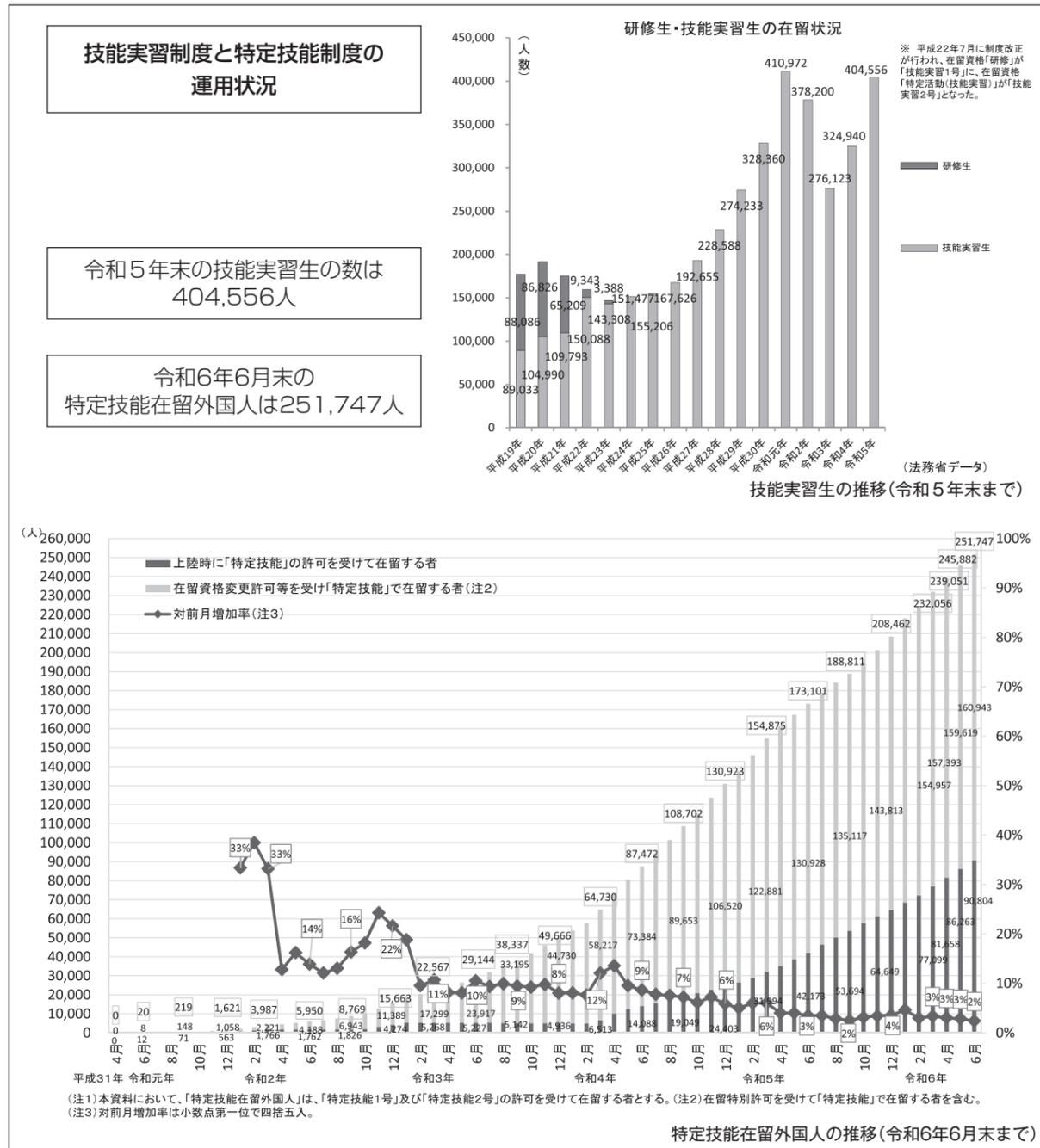
技能実習1号で在留する技能実習生は、技能実習計画の認定を受けた上で、技能実習2号へも移行することができますが、技能実習3号への移行については、施行日時点で技能実習2号で在留している方のうち、一定の範囲のものに限ることとしており、その詳細は、今後主務省令で定める予定です。

特集

特集

Q 特定技能制度は何が変わりますか？

A 1号特定技能外国人の支援業務の委託先を登録支援機関に限定し、登録支援機関や受入れ機関について、要件を厳格化・適正化することを予定しています。また、外国人育成就労機構が、育成就労外国人だけでなく1号特定技能外国人への相談援助業務も行うこととしています。



令和6年度中小企業国際化支援事業 「アサーティブ・コミュニケーション習得セミナー」を開催しました

文部科学省が「グローバル人材」の育成において、語学力だけでなく、コミュニケーションの能力も非常に重要な要素として定義していることから、兵庫県中央会では、国際化に対応した人材の育成を目的にコミュニケーションの中でも近年注目を集めている「アサーティブ・コミュニケーション」をテーマに兵庫県民会館において7月12日と9月26日に2回シリーズでセミナーを開催しました。

アサーティブ・コミュニケーションとは、相手を尊重しながら自分の気持ちを伝えるコミュニケーションのことです。自分とは異なる価値観を持つ人と対等な関係でコミュニケーションを取る場面において、アサーティブ・コミュニケーションは最適な表現方法として用いられ、多様性の時代を生きる上で必要なスキルとなっています。

本セミナーでは、(株)フロネシス・マネジメントの知念くにこ氏を講師にお招きし、アサーティブであることのメリットやコミュニケーションのパターン、異文化間コミュニケーションのポイント等についてご講義いただきました。また、ケーススタディとして、相手を尊重しながら断る方法、自己主張ばかりの部下の指導方法について、グループワークを通じて対処法を学ぶことができました。

受講者から「自分の固まった意識に対する気づきを得ることができた」「グループワークが意見を出しやすい環境でおもしろかった」「講師の説明が分かりやすく理解が進んだ」「学んだことを現場で実践していきたい」との感想をいただき、受講満足度の高いセミナーを開催することができました。

<担当：連携推進課 森田>



一兵庫県信用組合×兵庫県信用保証協会×兵庫県中小企業団体中央会 三者連携一 実例から学ぶアイデンティティ型デザイン経営セミナーを開催しました

10月9日に神戸市産業振興センターにおいて兵庫県信用組合と兵庫県信用保証協会との三者連携により「実例から学ぶアイデンティティ型デザイン経営」をテーマにセミナーを開催し、関係先31名が参加しました。

セミナーでは、デザイン経営を軸に多業種にわたり中小企業の経営改善の支援を行っている株式会社SASI代表取締役 近藤清人氏を講師に迎えました。



【(株)SASI 近藤氏のセミナーの様子】

講師より、中小企業を取り巻く予測不可能な市場環境において自社が積み上げてきた経営資源と経営者やその企業のアイデンティティを組み合わせ、社員や顧客、市場を巻き込みながら企業競争力を高め付加価値を増やしていく経営スタイルについて実例を交え、お話いただきました。

中央会では、地域金融機関や関係機関と連携し、中小企業の経営課題の解決に向けて強力にサポートして参ります。

<担当：事務局長 東>

繊維業における特定技能制度の活用に向けて

令和6年3月29日の閣議決定により、繊維業の特定技能制度への追加が決定されました。その後、告示(案)等の整備が進み、1号特定技能外国人の受入れスケジュールの見通しが立ってきたところです。9月4日に経済産業省、出入国在留管理庁、日本繊維産業連盟が合同で開催したWEB説明会の資料と動画が、経済産業省のWEBサイトに掲載されています。
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/fiber/index.html

しっかいかい **しっかいかいや相談について**

兵庫県中小企業団体中央会では、あらゆる経営の相談をワンストップかつ無料で提供しております。専門家が窓口相談、直接訪問して対応しております。様々な専門家が広範囲のご相談に対応いたします。経営面や労働面などに関するご相談は「しっかいかい中央会」まで！
 サイト：<https://www.chuokai.com/shikkaiya/>

中小企業のための 経営レポート

経営改善の鍵は顧客選別! 足枷顧客と宝物顧客

株式会社ティナ・コンサルティング 代表取締役 下城 園代 (中小企業診断士、ITコーディネータ)

売上が増えて、忙しさも増し、顧客対応に追われる日々。しかし、なぜか利益が残らず、全然楽にならない。事業を大きくしても状況は変わらず、不景気が訪れると余裕がなくなり、倒産の危機に瀕することも。幸せな未来を築くために事業拡大を続けているのに、なぜこのような状況に陥るのでしょうか。

さらに、売上が低迷している時期でも同様の問題が発生します。売上を上げようと必死になるあまり、どんな顧客からの依頼も受け入れてしまい、結果として利益を圧迫してしまうのです。

1. 利益が増えない原因

事業を始めた頃は、とにかく顧客獲得に必死で、集客が最重要課題でした。しかし、顧客の中には手間ばかりかかって薄利、または赤字になっている「足枷顧客」が存在することをご存知でしょうか？

一般的に、「売上の80%は上位20%の顧客から生まれる」と言われています。この上位20%の顧客が会社に大きな利益をもたらす「宝物顧客」です。一方、下位20%の顧客は、仕事をいただいてもマイナスになることがほとんど。彼らは頻りに電話をかけてきたり、契約外の仕事を要求したりと、駒使いのように使い倒されることも多いです。その結果、労力と時間が過剰に消費されます。足枷顧客も大切な顧客だと思って対応していると、会社の利益はどんどん吸い尽くされていくでしょう。

例えば、現状として、5社の顧客がいて、売上1000万円、利益15万円とします。この顧客別の売上を見てみたら、赤字になっている顧客が2社あります。この2社との取引をやめると、売上は850万円に減少しますが、利益が70万円になり、4.7倍になります。しかも、赤字の顧客への作業が減り、従業員の負荷も減ります。

2. 足枷顧客と宝物顧客の選別方法

では、どのようにして足枷顧客と宝物顧客を選別すれば良いのでしょうか？赤字の顧客が単純に足枷顧客とも言い切れません。まずは、お客様全員を評価しましょう。

手順としては、最初に顧客リストを作成します。すべての顧客をリストアップします。下記の選別基準に従って、評価を実施します。良い評価が多い顧客が宝物顧客であり、上位20%程度になります。悪い評価が多い顧客が足枷顧客であり、下位20%が目安となります。

足枷顧客と宝物顧客の7つの選別基準と特徴

選別基準	評価事項	足枷顧客の特徴	宝物顧客の特徴
1. 売上金額	売上の金額が高いか低い？	売上が低い	売上が高い
2. 支払いの迅速さ	支払いが期日通りに行われているか？	支払いが遅れがち、期日を守らない	期日までに迅速に支払ってくれる
3. リピート率	継続的な取引があるか？	単発の取引が多く、継続的な利用がない	定期的に購入・利用してくれる
4. 将来性	将来的な収益の見込みがあるか？	将来的な収益の見込みが低い	将来も大きな収益をもたらす可能性が高い
5. 意思疎通の質	コミュニケーションが円滑か？	コミュニケーションが取りにくく、意思疎通が悪い	意思疎通がスムーズで、連絡が取りやすい
6. 問題解決への協力	ミスがあった場合に協力的か？	ミスがあっても修正や改善の機会を与えてくれない	ミスがあった場合でも修正・改善の機会を作ってくれる
7. 雑務の多さ	細かな依頼や追加作業が多いか？	細かな依頼や追加作業が多く、時間を奪われる	要望が明確で、無駄な雑務が少ない

3. 宝物顧客を育て、足枷顧客が敬遠する対策を

顧客の選別が完了した後、全ての顧客に対してヒアリングを実施します。その目的は、提供している商品やサービスに関して、満足している点や改善を望む点を明確にすることです。顧客のニーズや課題を詳細に把握し、商品やサービスを改善・最適化することで、宝物顧客の満足度のさらなる向上を図ります。これにより、宝物顧客との関係を一層深め、彼らをより重要なパートナーとして育成していきます。

一方で、足枷顧客にもヒアリングを行います。これは、彼らの要望を理解した上で、その要望とは逆の戦略を取ることで、自然

現状

顧客	売上	利益
A社	450	45
B社	300	20
C社	100	5
D社	100	▲25
E社	50	▲30
合計	1,000	15

宝物顧客 足枷顧客

赤字のお客様との取引を辞めた場合

顧客	売上	利益
A社	450	45
B社	300	20
C社	100	5
D社	取引停止	
E社	取引停止	
合計	850	70

に離れていくことを狙うためです。

具体的な事例として、高級志向のレストランを見てみましょう。洗練されたクラシックな雰囲気を持つフレンチレストランに子連れの顧客が来店すると、店内が騒がしくなり、他の顧客が落ち着かなくなる可能性があります。これを防ぐために、レストランはお子様メニューを廃止し、大人向けのメニューのみを提供するようにしました。子供向けのサービスをやめた結果、子連れの顧客が減少し、店の雰囲気を維持できるようになりました。その結果、静かで落ち着いた時間を求める顧客が集まり、常連客の満足度が向上しました。

このように、足枷顧客のニーズを把握し、その逆を行う戦略は、ターゲットとする顧客層に適したサービス提供につながります。さらに、「ターゲット顧客=宝物顧客」とする明確なターゲット戦略を持ち、その顧客が会社の経営戦略と一致していることが重要です。

4. まとめ

顧客選別は一見すると冷たい行為のように思えるかもしれませんが、しかし、中小企業にとっては、限られたリソースを最大限に活用し、より良いサービスを提供するためには必要な戦略です。宝物顧客との関係を深め、足枷顧客への対応を見直すことで、経営改善や利益向上の鍵を握ることができます。足枷顧客と宝物顧客を見極め、効果的な戦略を実行することで、持続的な成長を目指していきましょう。

中小企業の皆様に役立つ価格交渉講習会を開催しました

兵庫県中央会では、神戸新聞社、淡陽信用組合と連携して10月21日に洲本市の淡陽信用組合本店大ホールにてセミナーを開催しました。原材料・エネルギーの価格の高騰や人件費の上昇など、中小企業・小規模事業者においては、コスト上昇分を価格へ適正に反映させることが企業存続のための喫緊の課題となっています。講習会では中小企業診断士の七森啓太氏を講師に招き、価格要求に関する法律の基礎知識、よりよい価格交渉のための準備、価値提案型値上げの交渉術などについて解説しました。

淡路島内を中心に46人の中小事業者が参加。参加者からは、「取引相手が魅力を感じる付加サービスとの組み合わせによる価値提案型値上げにさっそく取り組みたい」といった感想をいただき、有意義な講習会となりました。
＜担当：総務課 佐藤＞



淡陽信用組合 河本晋一理事長による開会あいさつ



七森啓太氏による講演

新型定期預金 マイハーベスト

高めの金利設定(当金庫内比較) | 1年、2年、3年から期間が選べる | お預け入れは50万円から

●神戸市役所南側西入る

商工中金 神戸支店

〒650-0032 神戸市中央区伊藤町111
☎078(391)7541

●市民会館東隣

姫路支店

〒670-0015 姫路市総社本町111
☎079(223)8431

●JR尼崎駅北口すぐ

尼崎支店

〒661-0976 尼崎市潮江1-2-6
JRE尼崎フロントビル10階
☎06(6495)1666

情報レポート

令和6年10月9日集計

概況

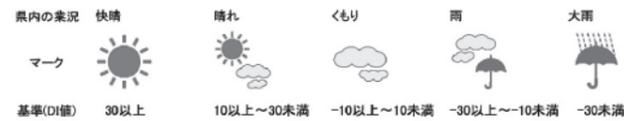
県内中小企業は、非製造業を中心に改善するも、先行きが見えてこないとの声が多く聴かれる。

内閣府が9月18日に公表した月例経済報告で、景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。

一方県内の中小企業は、一部の業種では利益の増加や売上の確保ができているところもあったが全体的には度重なる物価高騰や賃上げ、人材不足などにより先行きが見えてこないという声が多かった。

業種別景況天気図 (前年同月比) 令和6年9月 (10月集計) 分

業種	項目	景況	売上	収益	資金
製造業	景況	☔ -38%	☁ -15%	☔ -35%	☁ -12%
	景況	☔ -12%	☁ -9%	☔ -15%	☁ -21%
総合	景況	☔ -25%	☁ -12%	☔ -25%	☁ -16%



業界の声

製造業

食料品.....
9月も残暑厳しく、売上也8月同様昨年よりややダウンも、昨年の価格改定により販売単価は前年並み。小麦粉の価格がダウンしたため利益は向上した。

印刷.....
受注件数の減少が顕著である。資材高騰による価格転嫁での値上がりに反して、売上総額が減少しており、値上がりしているのに総額が減っているということは、実需が相当に落ち込んでいることを意味していると思われる。

化学・ゴム.....
市場の動きが鈍い。ここ数年は夏の暑さが長く続くこともあり、秋冬物商戦に悪い影響を及ぼしている。受注状況が芳しくなく、今後も苦戦が予想される。

鉄鋼・金属.....
インフレ景気拡大が続く中、金物業界の状況は依然として前年対比が一年前からマイナス傾向にあり、回復の見通しがつかない。

一般機器.....
売上は少しずつ増えているものの、製造原価の上昇も激しいので利益を確保するのは大変である。賃上げをしたいのはやまやまだが、価格の見直しはもどかしいほどゆっくりしか進まない。

輸送業.....
2024年1月からでは3番目に低い売上高であった。当組合だけの状況なのかは、他組合の動向が不明なため判断できないが10月の状況を注視する必要がある。

非製造業

卸売業.....
当組合において、この3~4年間の内に事業継承即ち新社長が地元より4名も誕生している。この過渡期において誠に素晴らしいことと思う。

小売業.....
販売は好調。来年度に値上げの情報があり、駆け込み需要がある。インターネットで購入された商品の相談が多いが取引のない無名メーカーが多く、部品の取り寄せができず対応できない事例も多い。

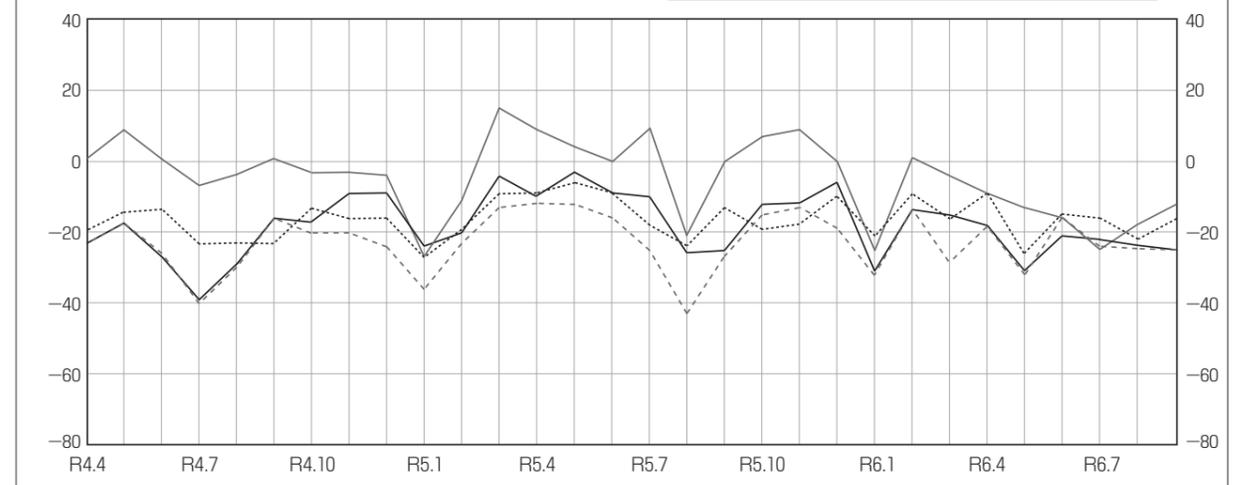
商店街.....
外国人が増えている。外国人をうまく取り込んでいる所は売上増。外国人を取り込めていない所は売上減。日本人の動きが悪い。

サービス業.....
いつまでも暑い日が続く大変であるが、組合員から聞くことはやはり人材不足の件。募集しても応募が無いとか、時給単価のアップ等で大変だそう。また、10月より時給アップがあるため、対応に追われているとのことである。

運輸業.....
9月の軽油価格は、原油価格が値下げ、円高の状況で、普通であれば値下げになるところが、補助金が月末には10円を下回る状況となり逆に値上げとなった。

その他.....
夏場の暑い時期が、例年以上に厳しかった。「環境改善にどこまで投資するのか各社の工夫と知恵が試される一方、通常の範囲の対策では追いつかない」という声もあった。

景気動向 (前年同月比) の推移 DI図



特定退職金共済制度のご案内 (引受保険会社 大樹生命保険株式会社)

特定退職金共済制度(特退共)は、従業員の定着が図られ、安定した退職金準備ができる共済制度です。兵庫県中央会が企業に代わって創設し、運用しています。兵庫県内に事業所を有する事業主さまであれば、当会の会員・非会員を問わず、どなたでも加入できます。加入希望の方は、当会または大樹生命保険(株)までお気軽にお問い合わせください。

■ 制度の特長 ■

- ①退職金制度の確立は、従業員の確保と定着化を図り、企業経営の発展に役立ちます。
- ②この制度を採用することで、中小企業でも安定した退職金制度が容易に確立できます。
- ③月々、定額の掛金を支払うことにより、将来の退職金を計画的に準備できます。
- ④事業主が負担する掛金は、全額損金または必要経費に計上できます。
※従業員の給与所得にもなりません。
- ⑤「勤労者退職金共済機構」が実施する退職金制度(中退共)との重複加入が認められています。
※他の特定退職金共済制度との重複加入は認められません。
- ⑥この制度を採用することにより、法律に定められた退職金支払いのための保全措置が講ぜられます。
- ⑦掛金は、生命保険株式会社に運用を委託しております。

詳細はコチラ▶▶▶<https://www.chuokai.com/taiju-life/>

<担当：総務課 今橋・佐藤>

エコスタイルの通年実施について

兵庫県中央会では、これまで夏期に限定して取り組んできた「エコスタイル」について、新しい働き方の一環として通年実施といたします。

【目的】

- 個々の状況に応じた働きやすい服装により、業務の効率化と自由で柔軟な発想の創出につなげます。
- 気温に合った服装を選択することにより、SDGsの観点から環境に配慮した働き方を実現します。

【取組内容】

- ノーネクタイ・ノージャケット等の通年実施
- TPOに応じた服装

- (1) 式典や行事等で服装に関する申し合わせがある場合は、その服装とします。
- (2) 社会通念上必要な場合は、ネクタイ・ジャケットを着用するなど、TPOに応じた服装とします。



SDGsに関連する保証のご案内

兵庫県信用保証協会では、SDGs達成に向けて取り組む事業者の皆さまに対し、積極的に信用保証を提供することにより、その取り組みを後押しするため、以下の保証をご用意しています。ぜひご利用ください。

【SDGs 支援保証「ステップ」】

対象となる方	次のいずれかに該当する方 ①兵庫県が実施する「ひょうご産業SDGs推進宣言事業」において、SDGs推進宣言が登録されている方 ②兵庫県内の市町が実施するSDGs宣言登録制度に登録されている方										
資金用途	運転資金および設備資金										
保証限度額	2億8,000万円 (注)一般の普通保険(2億円(組合4億円))および無担保保険(8,000万円)の範囲内										
保証期間	15年以内(うち据置期間2年以内)										
貸付利率	金融機関所定利率										
返済方法	元金均等分割返済または一括返済(一括返済は、保証期間1年以内の場合に限る)										
担保	必要に応じて提供していただきます										
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です										
保証料率	経営状況に応じて決定(下表参照)										
	保証料率区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	責任共有保証料率	貸借対照表あり	1.70%	1.50%	1.30%	1.10%	0.92%	0.77%	0.61%	0.45%	0.31%
		貸借対照表なし	0.92%								
必要書類	通常の保証申込書類に加え、以下の書類が必要となります。 ①兵庫県または兵庫県内の市町に提出したSDGs宣言書(取組計画書)の写し ②兵庫県が実施する「ひょうご産業SDGs推進宣言事業」または兵庫県内の市町が実施するSDGs宣言登録制度の登録証の写しもしくは登録通知書の写し										

特長

- 通常の保証料率より**平均20%割引**
- 保証期間が最長15年
- 既存の信用保証協会保証付き融資を借り換えすることが可能

【SDGs 社債保証】

対象となる方	社債発行による資金調達を検討しており、次のいずれにも該当する方 ①兵庫県が実施する「ひょうご産業SDGs認証事業」において、「アドバンスステージ」または「ゴールドステージ」の認証を受けた方 ②申込直前期の決算において、所定の適債基準を満たす方(別途、当協会の審査があります)										
資金用途	運転資金および設備資金										
発行額	発行限度額5億6,000万円(保証限度額は発行額の80%【4億5,000万円】)										
保証期間	2年から7年までの1年単位										

特長

- 通常の保証料率より**平均25%割引**

上記は制度の概要であり、詳細は当協会の担当部署へお問い合わせください(担当部署はホームページをご覧ください)。

お問い合わせ先はこちら



兵庫県信用保証協会
CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF HYOGO-KEN

〒651-0195
神戸市中央区浪花町62番地の1
TEL.078-393-3900(代表)



公正取引委員会より

11月は下請取引適正化推進月間です

令和6年キャンペーン標語「賃上げと労務費転嫁を両輪に」

近年の急激な物価上昇に対して、賃金の上昇が追いついていない状況が続いています。この急激な物価上昇を乗り越え、持続的な構造的賃上げを実現するためには、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要であるとして、内閣官房及び公正取引委員会の連名で「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針が策定されました。

この指針のポイントは、発注者として採るべき行動(6項目)に加え、受注者が採るべき行動(4項目)及び発注者・受注者の双方が採るべき行動(2項目)を明示したことにあります。

公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の12の採るべき行動/求められる行動に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処していく。また、受注者が匿名で労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者等に関する情報を提供できるフォームを設置し、第三者に情報提供者が特定されない形で、各種調査において活用していくこととしています。



兵庫県中央会理事会にてトリテキ(取引適正化推進)会議を開催しました。



9月26日ANAクラウンプラザホテル神戸にて開催された当会理事会において、公正取引委員会事務局 経済取引局 取引部 企業取引課 児玉 貴士氏をお招きし、「賃上げ原資を確保するための労務費価格転嫁について」をテーマにトリテキ会議が開催されました。質疑応答の時間では、当会理事から、より具体的な場面を想定した質問があった等、幅広い業種において関心の高さがうかがえる会議となりました。

「出張！トリテキ(取引適正化推進)会議」を組合会合で開催しませんか？

公正取引委員会では、労務費を価格転嫁するための取組を示した「労務費指針」の説明及び質疑応答について、上記当会理事会のように、組合の理事会や研修会など皆さまが集まる場での出張開催を受け付けております。

「出張！トリテキ(取引適正化推進)会議」の申込みや詳細の問い合わせは、下記までお願いします。

兵庫県中央会 総務課 078-331-2045 (担当：佐藤)



お知らせ

中央会からのお知らせ